

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署
「神戸アーカイブ写真館」運営業務	R3. 4. 1	長田ハナミズキ倶楽部	2,695,000	<p>神戸市が所有する写真をアーカイブ化し、その写真データを公開・メディア等からの問い合わせに対応するための拠点施設として「神戸アーカイブ写真館」を設置している。このアーカイブ写真館の運営にあたっては、市の保有する写真約17万点及び寄贈写真約3万点と、市が所有していない年代・場所などの写真を事業者が補完することで写真館運営を行う業務を委託している。長田ハナミズキ倶楽部は、平成24年の開館以来、長田コンベンション写真として団体が所有する10万点以上の写真（年間1万点ほどの新規写真データ追加）を写真館の機能として公開している。当該事業者が用意する写真データは、市で所有する写真を補完するものであり、様々なメディアからの問い合わせ・時代考証等に対応するアーカイブ写真館の業務に必要な不可欠であるため、これらのデータを用意できる長田ハナミズキ倶楽部は、確実に当該業務を遂行できる唯一の委託先である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	市長室広報戦略部
神戸市通報一次対応コールセンター共有ツール保守運用業務委託契約	R3. 4. 1	両備システムズ株式会社	5,183,200	<p>現行のシステムの設計・保守運用業務を担当している同社に引き続き保守運用業務を委託することが、費用及び効率において合理的であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	市長室広報戦略部

**委託契約における特命随意契約の結果について**  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署
<p>広報テレビ番組内における神戸市広報コーナー企画制作及び放送業務委託契約</p>	<p>R3. 4. 1</p>	<p>株式会社サンテレビジョン</p>	<p>(上限額) 4,224,000円 (内訳) ・1回あたり 352,000円</p>	<p>広報テレビ番組では、市の施策や取り組み、イベント情報などを発信し、市政への理解を深めてもらうとともに神戸の魅力やまちのにぎわいを高めることを目的としている。 サンテレビジョンは神戸市内に本社を置く唯一の地元密着型のテレビ局であり、業務の遂行に必要な映像資料を多く蓄積し、所有している。 また、市内に収録スタジオがあることから、番組制作に必要な本市との打ち合わせや収録などを効率的に遂行することができるとともに、神戸を放送エリアとするテレビ局の中では放送料(定価ベース)が最も安価である。 さらに、サンテレビジョンは、地域に密着した番組を制作しており、市政や観光などに関する豊富な情報をより幅広い世代の視聴者を対象に発信することができるテレビ局であり、テレビを活用したイベント情報の発信には最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>市長室広報戦略部</p>
<p>ラジオ番組「サンデー神戸」制作・放送業務委託契約</p>	<p>R3. 4. 1</p>	<p>株式会社ラジオ関西</p>	<p>(上限額) 10,668,900円 (内訳) ・1本あたり 201,300円 ・拡大時は30分ごと 201,300円</p>	<p>本業務は、観光やイベント情報だけを発信するのではなく、市の施策や取り組み・市民の地域活動などを、パーソナリティを通じてわかりやすくリスナーに伝えることで、市民に神戸への愛着を深めていただくことを目的としている。 ラジオ関西は、市内に本社を置く唯一の地元密着型AMラジオ局であり、番組制作業務において、限られた時間の中で、本市との打ち合わせや現地取材など、柔軟で迅速な対応が可能である。また、神戸を放送エリアとするAMラジオ局の中では、電波料(定価ベース)が最も安価である。 さらに、当番組「サンデー神戸」は長年継続して放送しており、地域に根ざした長寿番組でリスナーも定着している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>市長室広報戦略部</p>

**委託契約における特命随意契約の結果について**  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署
「広報紙KOBЕ」「区民広報紙」の配布に関する委託契約	R3. 4. 1	神戸市婦人団体協議会	<p>各回ごとに以下の金額を支払う</p> <p>(1) 配布1部につき6円50銭</p> <p>但し、広報紙の合計頁数(北区地域情報紙は除く)が、24頁以上になる場合は配布1部につき9円とする</p> <p>(2) 事務費183,000円</p> <p>(3) 北区地域情報紙を広報紙とともに北区内各世帯へ配布したとき、配布1部につき1円を支払う</p> <p>(4) 消費税及び地方消費税相当額として前各号にかかる10%の金額</p>	<p>広報紙は、市の施策や制度などの情報を市民に伝えるために重要な広報媒体の一つであり、全世帯に确实、継続的・安定的に配布する必要がある。</p> <p>また、広報紙の配布を通じて、地域のコミュニティの醸成につなげることをしている。</p> <p>このため、配布にあたっては、多くの市民に対して、広報紙の認知度を高め、より読まれるものとなるよう配慮すること、地域のコミュニケーションを向上させるため、配布の際に住民へのあいさつや声かけを行うこと、地域の子どもの安全確保のため、見守り活動の一環となるよう配布方法を工夫することを要求する。さらに、区域を正確に把握し、正しい区民版を配布する必要がある。</p> <p>神戸市婦人団体協議会は、地域の情報に精通する住民が多く参画し、市内の広い地域を網羅しており、これまでも配布業務を継続的かつ的確に遂行してきたなど当該業務の受託要件を満たしている。</p> <p>市内ほぼ全域にわたって当該業務を受託できる団体は他にはない。</p> <p>また、配布料も他の政令指定都市等と比較しても妥当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	市長室広報戦略部
法律相談業務の委託	R3. 4. 1	兵庫県弁護士会	26,818,000	<p>内容が専門的で、相談に弁護士資格が必要であり、年間延べ850名近い弁護士を安定的に配置するため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	市長室市民情報サービス課

**委託契約における特命随意契約の結果について**  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署
陽性者・接触者への説明にかかる通訳業務	R3. 6. 25	特定非営利活動法人 多言語センターFACIL	7,920,000 (上限)	<p>・当該業務における医療通訳業務については、①通訳という特定の技術の中でも、さらに「医療」に関する知識・語彙・経験を有していなければならないこと、②新型コロナウイルス拡大下において、神戸市への通訳派遣が可能であること、③神戸市の関係部署と密接に連携を取りながら、日々変化する事案に柔軟に対応できることが満たされなければ、契約の目的が達成できない。</p> <p>・医療通訳という専門性を満たすことに加え、神戸市内の特定非営利活動法人として神戸市への通訳者手配が可能であること、長年にわたり神戸市の医療通訳スキームへ参画してきたことから、上記の条件を満たしており、また、類似の団体は市内に存在しないため、随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	市長室国際課
ワクチン接種会場における通訳派遣業務に係る委託契約	R3. 7. 1	特定非営利活動法人 多言語センターFACIL	6,710,900 (上限)	<p>・当該業務における医療通訳業務については、①通訳という特定の技術の中でも、さらに「医療」に関する知識・語彙・経験を有していなければならないこと、②新型コロナウイルス拡大下において、神戸市への通訳派遣が可能であること、③神戸市の関係部署と密接に連携を取りながら、日々変化する事案に柔軟に対応できることが満たされなければ、契約の目的が達成できない。</p> <p>・医療通訳という専門性を満たすことに加え、神戸市内の特定非営利活動法人として神戸市への通訳者手配が可能であること、長年にわたり神戸市の医療通訳スキームへ参画してきたことから、上記の条件を満たしており、また、類似の団体は市内に存在しないため、随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	市長室国際課
市民の声集約活用システム改修業務に係る委託契約	R3. 7. 30	グローバルデザイン 株式会社	1,045,000	<p>システムの設計・保守運用業務を担当している同社に改修業務を委託することが費用及び効率において合理的であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	市長室広報戦略部

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署
デジタルギフト送付対応に伴うネットモニターシステム改修業務委託	R3. 9. 30	両備システムズ株式会社	1,056,000	システムの設計・保守運用業務を担当している事業者に改修業務を委託することが、費用及び効率において合理的であるため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	市長室広報戦略部